

様式第 11-16 号～（参考様式 1）（略）

参考様式 2

令和 年 月 日

地域の基準単収を大きく下回ったこと理由書

交付申請者 住所
氏名
交付申請者管理コード
- - - -

対象畑作物名	地域の基準単収 ① kg/10a	地域の基準単収の2分の1 ②=①÷2 kg/10a	数量払の交付申請数量 ③ kg	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④ a	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④ ㎡	交付申請者の当年産の単収 ⑤=③÷④ kg/10a	規格外数量及び規格外相当数量の合計 kg

交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由について、以下の1～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。
また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。
※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

1. は種の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、**適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。** ※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、**適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、**適期のは種が困難となった。 ※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- その他

2. 生産・収穫の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、**適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。**
- 病虫害等により、**適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。**
- 鳥獣害等により、**適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。**
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、**適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、**適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- その他

3. 出荷・販売の段階における理由

- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。
※最低重量を確保できなかった理由の**要因**として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。
※品質の低下等の理由の**要因**として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、**出荷・販売が不可能な状況となったため、**対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- その他

4. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または**経営所轄安定対策課実施要綱の第2の5の（9）に準じてこれを満たす場合**）
- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象畑作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

5. 1～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

- 以下のとおり、改善措置を講じた。
- 改善措置を講じていない。（**当年産における理由について、前年度と同一の内容が含まれる場合、**面積払は返還又は交付をしないこととなります。）

様式第 11-16 号～（参考様式 1）（略）

参考様式 2

令和 年 月 日

地域の基準単収を大きく下回ったこと理由書

交付申請者 住所
氏名
交付申請者管理コード
- - - -

対象畑作物名	地域の基準単収 ① kg/10a	地域の基準単収の2分の1 ②=①÷2 kg/10a	数量払の交付申請数量 ③ kg	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④ a	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④ ㎡	交付申請者の当年産の単収 ⑤=③÷④ kg/10a	規格外数量及び規格外相当数量の合計 kg

交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由について、以下の1～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。
また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。
※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

1. は種の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、**適期のは種が困難となった。**
- 交付申請者の**体調不良（通院や入院等）**や死亡等の理由により、**適期のは種が困難となった。**
- その他

2. 生産・収穫の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、**対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。**
- 病虫害等により、**対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。**
- 鳥獣害等により、**対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。**
- 交付申請者の**体調不良（通院や入院等）**や死亡等の理由により、**適切な生産が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。**
- その他

3. 出荷・販売の段階における理由

- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。
※最低重量を確保できなかった理由として、**上記2及び3において理由の✓（必要に応じてその他の理由を記載）が**必要。
- 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。
※品質の低下等の理由として、**上記2及び3において理由の✓（必要に応じてその他の理由を記載）が**必要。
- 交付申請者の**体調不良（通院や入院等）**や死亡等の理由により、**対象畑作物の出荷販売を行うことができなかった。**
- 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷販売を行うことができなかった。
- その他

4. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または**実施要綱4要件を満たす場合**）
- 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象畑作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

5. 1～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

- 以下のとおり、改善措置を講じた。
- 改善措置を講じていない。（**この場合、当年産の面積払は返還又は交付をしないこととなります。**）